

行政の 焦点



平成31年4月1日に改正労働基準法が施行されます。内容は、①時間外労働の上限規制の導入、②年次有給休暇の確実な取得、③フレックスタイム制の拡充などです。

今回はフレックスタイム制の拡充について説明します。法改正によりフレックスタイム制の清算期間の上限が1か月から3か月に延長され、同時に割増賃金の支払方法が整備されました。

算期間が1か月超のとき、1か月ごとに区分した期間（最後に1か月未満の期間を生じたときは、当該期間。以下同様）を平均し1週間当たりの労働時間が50時間を超えるときは、清算期間の途中であっても、割増賃金の支払いが必要、③1か月ごとに区分した期間の時間外労働時間が法定労働時間の総枠（40時間×清算期間の暦日数÷7日）を超えて労働した時間が60

時間を超えるときは、5割以上の割増賃金の支払いが必要（中小事業主は、2023年から適用）、④清算期間を1か月ごとに区分した各期間の最終期間においては、その最終期間を平均して1週間当たり50時間を超えて労働した時間に加えて、清算期間における総実労働時間から、⑦清算期間の法定労働時間の総枠と、

て、具体例を挙げて説明します。実働時間が4月は235時間、5月が190時間、6月が200時間だとします。4月の1週間当たり50時間となる労働時間は、214・2時間（暦日数30日÷7日×50時間）です。4月は20・8時間（実働時間235時間÷214・2時間）について時間外労働として割増

5月は割増賃金の支払いは必要ありません（1週間当たり50時間となる労働時間に満たないため）。6月は1週間あたり50時間を超えて労働した時間はありませんが、84・3時間（清算期間における総実労働時間625時間÷235時間÷190時間÷200時間）＝法定労働時間の総枠519・9時間（171・4時間＋177・1時間＋171・4時間）＝清算期間中のその他の期間において時間外労働とした時間20・8時間）については割増賃金の支払いが必要で、このうち24・3時間（84・3時間÷60時間）については5割以上の割増賃金の支払いが必要です。

①清算期間中のその他の期間において時間外労働とした時間を控除した時間が時間外労働として算定され、この時間が60時間を超えるときは5割以上の割増賃金の支払いが必要、⑤清算期間を1か月超とする場合に労働した期間が清算期間に満たない労働者に対する清算規定を新設した点です。割増賃金の計算について

賃金の支払いが必要です。また、20・8時間の時間外労働時間のうち、時間外労働時間が60時間を超える3・6時間（実働時間235時間÷231・4時間（法定労働時間の総枠である171・4時間（暦日数30日÷7日×40時間）＋時間外労働時間60時間））については5割以上の割増賃金の支払いが必要です。

清算期間を1か月超とするときは、最終月の時間外労働時間が大幅に増加するおそれがあるので注意が必要です。

「フレックスタイム制」の拡充について

事業主の皆さま

「愛知県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【愛知県働き方改革推進支援センター】

愛知県社会保険労務士会受託

○本部所在地：名古屋市熱田区三本松町3-1

電話：0120-868604

メール：hatarakikata@aichi-sr.com

○豊橋出張所

所在地：豊橋市花田町字石塚4-2-1 豊橋商工会議所内

電話：0800-200-5262

メール：hatarakikatatoyo@aichi-sr.com

お問合せや
ご相談は
こちらまで

- ▶ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶出張相談会・セミナーの開催も予定していますのでご利用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規労働者の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金分からない

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

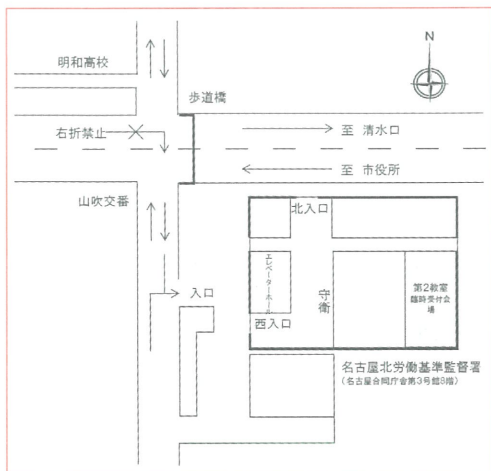
厚生労働省 愛知労働局

例えば4月から6月の
実働時間がそれぞれ21
0時間だとすると、総実
労働時間が630時間と
なり、4月と5月は1週
間当たり50時間となる
労働時間に満たないため

間外労働はゼロとなりま
すが、6月の時間外労働
時間が110・1時間
(総実労働時間630時
間-法定労働時間の総枠
519・9時間)として
計上されるからです。そ

の結果、改正労基法の時
間外労働時間の上限であ
る100時間未満を満た
すことができず、法違反
となっております。

名古屋北労働基準監督署で
は、毎年、年度末になると、
36協定等の提出により窓口が
大変混雑し、来署者の皆様に
ご迷惑をおかけしているとい
ろです。
そこで、混雑を緩和するた
めに、タイトルの期間中、当
署が入居している名古屋合同
庁舎第3号館の1階第2教室
において、臨時受付会場を開
設することとしました(開設
時間..9時~12
時、13時~16時)。
当会場において
受理できる届出書
類は、①36協定
届、②1年単位の
変形労働時間制に
関する協定届、③
就業規則の新規・
変更届出、です。
ただし、36協定
及び就業規則の本
社一括届、労災関



係及び安全衛生の各種届出書
類及び臨時受付会場の開設時
間外(8時30分~9時、12時
~13時、16時~17時15分)に
ついては、通常どおり8階の
当署窓口でご提出いただきま
すようお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、
名古屋北労働基準監督署
第1方面(☎052-961
-8653)までご連絡下さ
い。

平成31年3月25日(月)から3月29日(金)まで 36協定等の臨時受付会場を開設します 名古屋北労働基準監督署